2　前条第二項の規定により登録の更新を受けようとする法人は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に登録申請書を提出するものとする。

3　第一項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　第六条第一項第一号から第三号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　役員等に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用することができる書類の写し

三　役員等（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員）を含む。次号において同じ。）が第六条第一項第一号イに規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

四　役員等が、民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項及び第二項の規定により第六条第一項第一号イに規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書並びに同号イに規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

五　登録を受けようとする法人に係る登記事項証明書

六　直近二事業年度の業務及び財務の状況に関する書面

七　登録を受けようとする法人に係る定款又は規約

八　第十一条第二号に規定する構成員が遵守すべき事項に関する書面

九　第十一条第三号に規定する住宅リフォーム工事の実施判断の基準に関する書面

十　特定既存住宅情報提供事業者である社員等（以下「構成員」という。）に関する次に掲げる事項を記載した書面

イ　商号又は名称

ロ　宅地建物取引業法第三条第一項の免許に係る免許証番号

十一　特定既存住宅情報提供事業に関する相談又は苦情（以下「相談等」という。）に応ずるための体制及び第十二条に規定する公表の方法に関する書面

十二　前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が必要と認める事項を記載した書面

（登録の実施）

**第五条**　国土交通大臣は、前条の登録の申請があったときは、次条第一項の規定により登録をしない場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を登録簿に記載して、その登録をするものとする。

一　前条第一項各号に掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

2　国土交通大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知するものとする。

（登録をしない場合）

**第六条**　国土交通大臣は、第三条第一項の登録を受けようとする法人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の申請があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないこととする。

一　役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ　宅地建物取引業法第六十六条第一項第八号若しくは第九号に該当することにより同法第三条第一項の免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第五号若しくは第六号に該当することにより許可が取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者若しくは建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項第一号若しくは第二項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又はその役員、支配人若しくは支店若しくは営業所の代表者であるもの

ニ　宅地建物取引業法、建設業法、建築士法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第三号において「暴力団員等」という。）

ヘ　第十四条第一項第四号又は第六号から第八号までの規定により登録を抹消された特定既存住宅情報提供事業者団体において、その抹消の日前六十日以内にその役員等であった者であって、その抹消の日から五年を経過しないもの

ト　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからヘまでのいずれかに該当するもの

二　第十四条第一項第四号又は第六号から第八号までの規定に該当するとして登録を抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

三　暴力団員等がその事業活動を支配する者

四　第四条第三項第六号から第十二号までに掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合していない者

イ　特定既存住宅情報提供事業の適正な運営を確保するために必要な体制及び資力を有していること。

ロ　定款又は規約において第十一条に掲げる業務を行う旨を定めていること。

ハ　第十一条第二号に規定する構成員が遵守すべき事項が、特定既存住宅情報提供事業の適確かつ円滑な実施上適当なものであること。

ニ　第十一条第三号に規定する住宅リフォーム工事の実施判断の基準が、特定既存住宅の価値の増加に有益であると認められるものであること。

ホ　特定既存住宅情報提供事業に関する相談等に応ずるための体制が十分に整備されていること。

2　国土交通大臣は、前項の規定により登録をしないときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。

（業務及び財務の状況の報告）

**第七条**　第三条第一項の登録を受けた法人（以下「登録特定既存住宅情報提供事業者団体」という。）は、毎事業年度の終了後三月以内に、その業務及び財務の状況を別記様式第二号により国土交通大臣に報告するものとする。

（変更の届出）

**第八条**　登録特定既存住宅情報提供事業者団体は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、別記様式第三号により、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。

2　国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があった事項を登録簿に登録するものとする。

（解散の届出）

**第九条**　登録特定既存住宅情報提供事業者団体が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、別記様式第四号により、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。

一　登録特定既存住宅情報提供事業者団体である法人が合併により消滅した場合　その法人を代表する役員等であった者

二　破産手続開始の決定を受けた場合　破産管財人

三　登録特定既存住宅情報提供事業者団体である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合　清算人